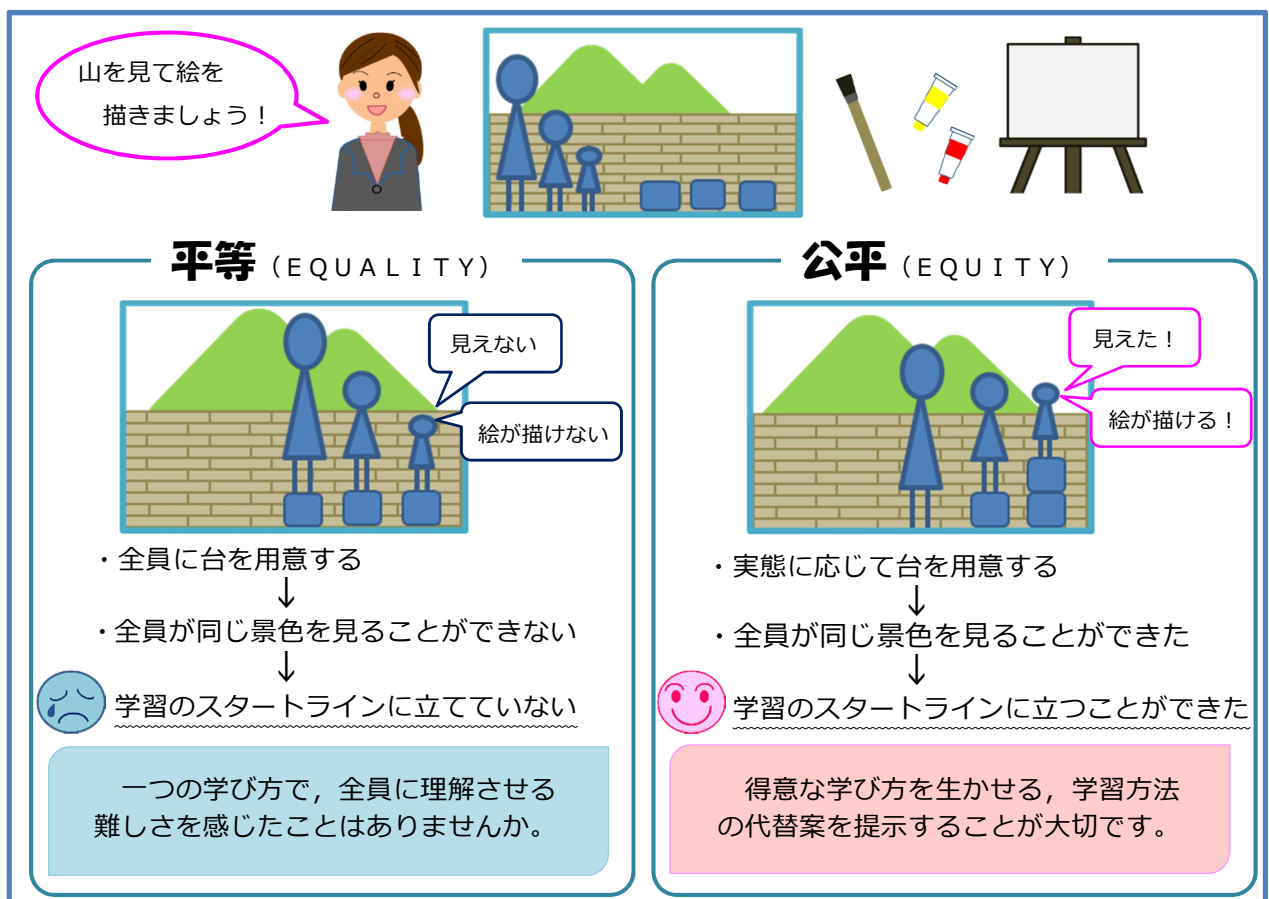


1 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を保障するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

「障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける」ことができるよう、障害のある子どもの特性や困難さに合わせて個別に「合理的配慮」を提供し、他の子どもと同じ「学習のスタートラインに立たせる」ことが大切です。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の負担」にならないよう留意する必要があります。



合理的配慮

Point

障害のある子どもが、他の子どもと同じように学ぶことができるよう
「一人一人の実態に応じて、個別に提供されるもの」

2 合理的配慮の観点

3 観点 11 項目

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、本人・保護者から合理的配慮を求める申出があった場合、過度の負担でない範囲であれば合理的配慮を提供する必要があります。

これまで学校で行われてきた配慮を、この観点に沿って改めて整理し、どの場面で、誰が、どのような支援を行うのか明確にして提供していくことが大切です。そうすることで、不足していた部分に気付いたり、新たな配慮を考えたりすることができます。

観 点	項 目	
①教育内容 ・ 方法	①-1 教育内容	
	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	①-1-2	学習内容の変更・調整
	①-2 教育方法	
	①-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	①-2-2	学習機会や体験の確保
②支援体制	①-2-3	心理面・健康面の配慮
	②-1	専門性のある指導体制の整備
	②-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
③施設・設備	②-3	災害時等の支援体制の整備
	③-1	校内環境のバリアフリー化
	③-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

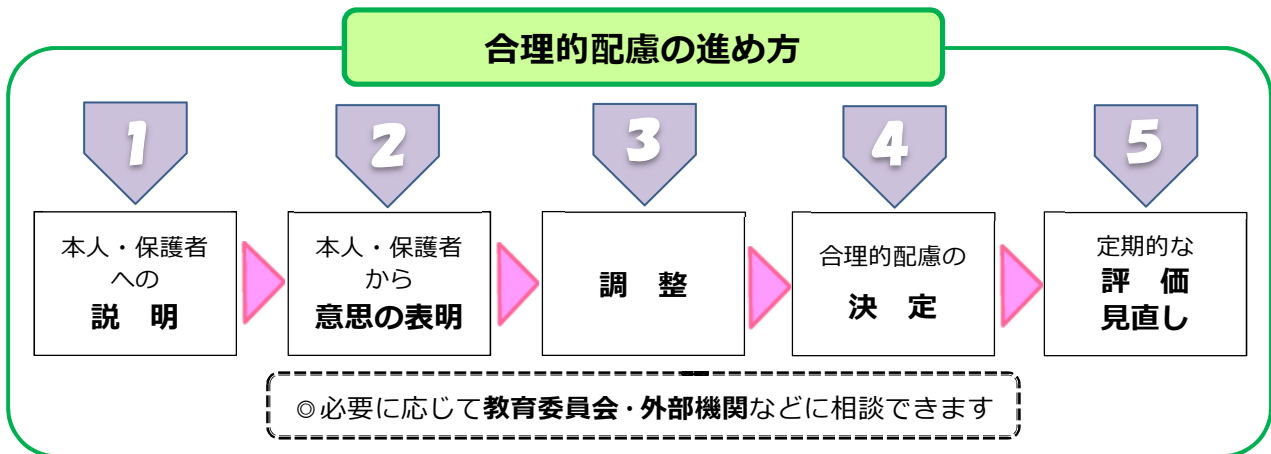
具体的には、以下のような内容が考えられます

生徒の様子	合理的配慮の例
板書を写すことや作文を書くことに時間がかかる。	ICT 機器を活用し板書を写すことや、ワープロ機能や音声入力アプリを使って作文を完成させることを認める。(①-1-1)
水に触れることが苦手で、清掃時に雑巾を絞ることができない。	使い捨てゴム手袋の着用や雑巾を装着できるモップの使用を認める。(①-2-3)
指示を理解することが難しく、初めてのことに對しての抵抗感も強いいため高校進学に不安を抱えている。	特別支援教育コーディネーターが中心となり、中学校と高等学校、保護者と学校との連携を図り指導や支援を進める。(②-1)
大きい集団や騒がしくなる活動では落ち着かなくなり、徐々にその場にいることが難しくなる。	落ち着かなくなった時に、クールダウンができる部屋やスペースを確保する。(③-2)



あくまで一例です。同じ障害の診断を受けていても、生徒の様子や教育的ニーズ、基礎的環境整備により、合理的配慮の内容は変わること留意する必要があります。

3 合理的配慮の提供に向けて



合理的配慮の提供に当たってのポイント

建設的な対話を心掛ける

学校は地域や家庭などの理解・協力の上で成り立っており、その基礎となるのは相互の信頼関係です。そして、共有すべき目標は子どもの成長です。目標達成に向けてお互いに意思の疎通を図り続けることが大切です。

「合理的配慮」の提供を検討する際は、本人・保護者の気持ちに寄り添う姿勢が大切になります。しかし、全て本人・保護者の申出どおりにはできない場合があると思います。その際は、アイデアを出し合い、代替案を提示してお互いが納得できる結論を出すことが大切です。

教職員が共通理解を図る

「合理的配慮」を提供するのは「学校の設置者及び学校」です。担任や授業者など、障害のある子どもに直接的に関わる者だけが配慮すればいいのではありません。**インクルーシブ教育システムを構築していくために、組織として合理的配慮を検討・提供することが必要になります。**

周囲の子どもの理解を得る

「合理的配慮」は、障害の状態や教育的ニーズなどに応じ、特定場面で個別に提供されるものです。あくまで障害のない者と平等に学ぶ権利を確保するためであり、特別扱いではありません。人はそれぞれ認知特性に違いがあり、得意な学び方が異なることを周囲の子どもたちに理解してもらうことが「**周囲の子どもの理解を得る**」第一歩です。

他者理解を深め、子どもの多様性を踏まえた学級・学校づくりを目指すことで、困ったときはお互い様の意識を育てることができ、障害のある子どもたちだけでなく、全ての子どもたちにとって居心地の良い環境につながります。

合理的配慮の提供までのプロセス

※チェック表としてもお使いください。

事前に

校内体制の確認

- 校内研修で発達障害等についての理解を深める
(研修パックの活用：平成 29 年度宮城県総合教育センター特別支援教育研究グループ作成等)
- 学校全体で、合理的配慮の意思の表明から提供までの流れについて共通理解する

本人・保護者への説明 (学校だよりや学校説明会などを活用)

- 合理的配慮は新しい概念であるため、正しく伝える
- 学校として、担当者、内容、相談窓口などを伝える

決定に向けて

◎必要に応じて教育委員会・外部機関などに相談できます

本人・保護者からの意思の表明

観点 思いや要望を十分に聞き取り、共感する姿勢を大切にする

本人の実態把握 (担任・コーディネーターなど)

- 教師の見立てや引継ぎ資料、諸検査の結果などから実態を把握する
- 本人・保護者との面談で聞き取る

本人・保護者と検討 (担任・コーディネーターなど)

- 観点 合理的配慮の目的に合っているか
- 観点 申出を踏まえた合理的配慮となっているか
- 申出に対応が困難な場合に代替を提案する

学年部会、校内委員会などで検討

- 観点 合理的配慮の目的に合っているか
- 観点 過度な負担になっていないか
- 観点 いつ、誰が、どの場面で行うのか

合理的配慮の決定

観点 本人・保護者・学校で合意形成が図られたか

- 職員会議等で周知する
- 個別の教育支援計画に明記する

合理的配慮の提供

提供

- 学校として組織的に提供する
- 変更を記録し、全職員で情報を共有する

定期的な評価

- 観点 本人に十分な教育を提供できているか
- 観点 個別の教育支援計画に基づいて行えているか

柔軟な見直し

- 本人の成長や教育的ニーズ、基礎的環境整備などを考慮し見直す
- 進級、進学時には引継ぎをし、切れ目ない支援を行う

4 合理的配慮 Q & A

Q 1 : 「合理的配慮」は何を目指して、何のために提供するのですか？

A 1 : 「合理的配慮」は「共生社会」の実現を目指し、社会的障壁を取り除くために行われる必要かつ適当な変更・調整のことです。学校教育においては、障害のある子どもが障害のない子どもと可能な限り共に学ぶことができるよう、実態に応じて個別に提供するものです。

Q 2 : 「合理的配慮」は提供しなければいけないのですか？

A 2 : 「障害があるから」という理由で、教育を受ける権利が奪われてはいけません。障害のある子どもが他の子どもと平等に十分な教育を受けるために「合理的配慮」は必要です。

Q 3 : 個人面談の際に、保護者から「合理的配慮」の意思の表明がありました。担任のできる範囲であればその場で合意形成してもよいのですか？

A 3 : 担任一人だけで行うものではありません。「合理的配慮」の合意形成・提供を行うのは「学校の設置者及び学校」です。学校全体で取り組みながら、場合によっては外部の専門家や特別支援学校の支援を得て取り組むケースもあります。本人・保護者から意思の表明を受けたときは、担任は要望を十分に聞き取り学校全体で検討することが重要です。(p.44 を参考にしてください。)

Q 4 : 本人・保護者から意思の表明がなければ、「合理的配慮」を提供しなくてもいいですか？

A 4 : 学校等においては、子どもが「十分な教育を受けられているかどうか」という視点から判断していくことが重要で、教員の見立てがきっかけになる場合もあります。本人・保護者から意思の表明がない場合でも、子どもが十分な教育を受けることができなければ、本人や保護者に働き掛けるよう努めることが望ましいとされています。





Q 5 : 本人及び保護者との合意形成を図る際に留意すべき点は何ですか？

A 5 : 「学校が本人及び保護者に対し十分情報を提供すること」や、「本人・保護者の意見を最大限尊重すること」など、「建設的な対話」を心掛けて対応することが求められています。

Q 6 : 合意形成が困難な時はどうすればよいですか？

A 6 : 校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要です。それでもなお合意形成が難しい場合には、市町村教育委員会に設置される「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望まれます。

Q 7 : 障害の診断がない生徒に、「合理的配慮」を提供する必要はないのですか？

A 7 : 「合理的配慮」の対象者となる定義は、「障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの(障害者基本法第2条)」とされており、医師の診断の有無は「合理的配慮」提供の判断基準にはなりません。障害の診断のある子どもだけではなく、教育的ニーズのある全ての子どもに対して提供するものです。

Q 8 : 体制面・財政面から「均衡を失した」「過度の負担」とはどの程度ですか？

A 8 : 一律の判断基準はありません。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の負担」について、個別に判断することとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて関係者間で共通理解を図る必要があります。

Q 9 : 「合理的配慮」の評価、見直しはどのように行えばよいですか？

A 9 : 「合理的配慮」は、その提供によって「障害のある子ども一人一人が十分な教育を受けているか」という観点から評価します。その際、子ども一人一人の発達の種類、適応の状態を勘案しながら柔軟に見直しを行う必要があります。